

告 示

埼玉県告示第千二百十一号

測量計画機関である春日部市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和五年十月二十日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

春日部市

二 作業種類

公共測量（三級基準点測量）

三 作業地域

春日部市大枝外地内

四 作業期間

令和五年十月五日から令和六年二月二十九日まで